

福井県報

第 357 号

令和 7 年

7 月 8 日 (火)

火曜日発行

— 目 次 —

目次 (※は県例規集掲載事項)

告 示

- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録 (327・長寿福祉課) 1
- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録 (328・同) 1
- 県営住宅町屋団地 18 号館全面的改善建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格 (329・土木管理課) 2
- 道路の区域の変更 (330・道路保全課) 3

公 告

- 令和 7 年度行政書士試験の実施 (情報公開・法制課) 3
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施 (歴史博物館) 5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (こども療育センター) 7
- 農地を利用する権利の設定の裁定 (中山間農業・畜産課) 7
- 国土調査の成果の認証 (農村振興課) 8
- 団体営土地改良事業の工事の完了 (6 件・嶺南振興局) 8

選挙管理委員会告示

- ※公職選挙法事務規程の一部を改正する告示 (95) 10

告

示

福井県告示第 327 号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号) 第 48 条の 3 第 1 項に規定する登録喀痰吸引等事業者を登録したので、同法第 48 条の 8 第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 7 月 8 日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称
グループホーム レインボー 21
- 事業所の所在地
福井市高木中央 3 丁目 1601 番地
- 事業者の名称
社会福祉法人福井康久会
- 登録年月日
令和 7 年 7 月 1 日
- サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
- 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 登録番号
181110350

福井県告示第 328 号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号) 附則第 27 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録をしたので、同法第 48 条の 8 第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 7 月 8 日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称
グループホーム レインボー 21
- 事業所の所在地
福井市高木中央 3 丁目 1601 番地
- 事業者の名称
社会福祉法人福井康久会

- 4 登録年月日
令和7年7月1日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 7 登録番号
181110351

福井県告示第329号

県営住宅町屋団地18号館全面的改善建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和7年7月8日
福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

県営住宅町屋団地18号館全面的改善建築工事

(2) 工事場所

福井市松本1丁目 地係

(3) 工事概要

（既存棟）鉄筋コンクリート造 4階建て 延べ面積1,668.2㎡ 内外装改修工事一式、（増築棟）鉄骨造 4階建て 延べ面積274.9㎡ 増築工事一式

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井土木事務所管内、三国土木事務所管内または奥越土木事務所管内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

- (3) 共同企業体の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事实績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

- ア 申請書
- イ 経営規模等総括表
- ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和7・8年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）
- エ 共同企業体協定書
- オ 工事経歴書
- カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

- ア 交付期間
令和7年7月8日（火）から同年7月23日（水）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部建築住宅課

(3) 申請書等の提出期間等

- ア 提出期間
申請書等の交付期間と同じとする。
- イ 提出場所
申請書等の交付場所と同じとする。
- ウ 提出方法
郵送または持参もしくは電子情報処理組織を使用し提出するものとする。
- エ 提出部数
1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資

格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあってはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先
福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室
電話番号 0776-20-0470

福井県告示第330号

主要地方道清水美山線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和7年7月8日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年7月8日
福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
主要地方道	清水美山線	新	福井市大土呂町17字鞍骨4番2から福井市大土呂町23字二枚田3まで	12.4 ～ 29.7	210.0
		旧	福井市大土呂町23字二枚田1から福井市半田町6字流8番9まで	3.9 ～ 45.8	406.0

公 告

令和7年度行政書士試験の実施について、行政書士法施行細則（昭和26年福井県規則第13号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和7年7月8日

1 試験日時

令和7年11月9日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福井市学園3-6-1

福井工業大学 福井キャンパス

3 試験の科目および方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法および地方自治法を中心とする。）、民法、商法および基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和7年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題）

一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護および文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和7年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、行政書士の業務に関し必要な法令等は択一式および記述式（40字程度で記述するものを出题する。）、行政書士の業務に関し必要な基礎知識は択一式とする。

4 試験案内の掲載および配布

(1) 試験案内の掲載場所

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）

(2) 試験案内・受験願書の配布

ア 窓口での配布

(ア) 配布期間

令和7年7月22日（火）から8月18日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）

(イ) 配布場所

別表のとおり

イ 郵送による配布

(ア) 請求期間

令和7年7月7日（月）から8月8日（金）まで（最終日必着。この期間内に請求があったものについて、7月22日（火）から郵送配布）

(イ) 請求方法

返信用封筒（角形2号（A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）の封筒に宛先を明記し、180円分の切手を貼ったもの）を以下の宛先まで郵送すること。

〒252-0299

日本郵便株式会社 相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター 試験課

5 受験申込み

(1) 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページからの受験申込み

ア 受付期間

令和7年7月22日（火）午前9時から8月25日（月）午後5時まで（最終日の午後5時までに入力を完了していないと申込みができなくなるので注意すること。）

イ 受験手数料の払込み

クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）またはコンビニエンスストアで払い込むこと。

・利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレスおよびDiners

・利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアおよびニューヤマザキデイリーストア

(2) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和7年7月22日（火）から8月18日（月）まで（消印有効）

イ 提出先

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

（受験願書および試験案内が入っていた封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で郵送すること。）

ウ 提出書類

受験願書（顔写真の貼付および受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(3) 受験手数料

10,400円

（払込み方法については試験案内を確認すること。また、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。）

(4) 連絡先

〒102-0082
東京都千代田区一番町25番地 全国町村議会会館3階
一般財団法人行政書士試験研究センター（電話：03-3263-7700）

6 特例措置の実施
身体に機能が障がいのある場合等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望するときは、受験申込みに先立って一般財団法人行政書士試験研究センターに必ず相談すること。（相談受付期間：令和7年7月7日（月）から8月18日（月）まで）

7 合格発表の日時および方法
(1) 日時
令和8年1月28日（水）午前9時
(2) 方法
福井県庁舎1階掲示板および福井県のホームページに合格者の受験番号を掲載するほか、一般財団法人行政書士試験研究センターから受験者全員に可否通知書を郵送する。
なお、可否に関する問合せには応じない。
別表（試験案内・受験願書の配布場所）

配布場所	所在地	配布時間
福井県総務部 情報公開・法制課	福井市大手3丁目17-1 福井県庁5階 (0776-20-0246)	8:30～17:15
福井県会計局 会計課若狭会計室	小浜市遠敷1丁目101 (0770-56-5909)	
福井県会計局 会計課二州会計室	敦賀市中央町1丁目7-42 (0770-22-0050)	
福井県行政書士会	福井市大手3丁目4-1 福井放送会館3階K室 (0776-27-7165)	9:00～17:00

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月8日
福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項
(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量
福井県立歴史博物館中央監視装置更新業務 一式

(2) 業務内容
入札説明書および仕様書（以下、「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期限
令和8年3月31日（火）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
(4) 平成22年度以降において、国または地方公共団体の博物館・美術館等が発注した中央監視装置（空調設備等の監視・制御等を行うもの）の新設または更新、もしくは令和2年度以降に年間保守点検業務を履行した実績（契約期間中のものを除く。）を有している者であること。
(5) この入札に係る調達物品の点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができる認められる者であること。
(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る

電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続きに支障がない場合に限り、「紙入札承認願」を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所の名称および所在地、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-0016

福井県福井市大宮2丁目19-15

福井県立歴史博物館利用サービス室

電話 0776-22-4675

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては入札説明書別紙様式3「入札参加資格確認申請書」）に、必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和7年7月8日（火）9時から令和7年7月22日（火）16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものであるとする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に次の提出先へ持参または郵送すること。（郵送する場合は配達証明書付書留郵便等を利用し、提出期間内に必着とすること。）

〒910-0016

福井県福井市大宮2丁目19-15

福井県立歴史博物館利用サービス室

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、開札場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和7年8月19日（火）8時30分から17時まで

令和7年8月20日（水）8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和7年8月21日（木）9時30分

(4) 開札場所

福井県福井市大宮2丁目19-15

福井県立歴史博物館利用サービス室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、物品価格のほか輸送費等、指定する場所までの引き渡しに要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

様式：

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先（e-mail）：

history-museum@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

2農地を利用する権利の内容等

農地を利用する権利の始期	存続期間	賃借に相当する補償金の額(円)
令和7年9月1日	11年	19,987

3農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

福井市松本3丁目16-10

福井県農地中間管理機構

公益社団法人ふくい農林水産支援センター 理事長 山本 明志

4農地の所有者等の情報

畑 和廣

5補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに福井地方法務局本局に補償金を供託する。

6補償金の還付について

農地の所有者等は福井地方法務局本局において、補償金の還付を受けることができる。

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

福井県知事 杉本 達治

1調査を行った者の名称

福井市

2調査を行った期間

平成28年7月から平成31年3月まで

3調査を行った地域

福井市清水杉谷町

4成果の名称

福井市清水杉谷町の一部の地籍図および地籍簿

5認証年月日

令和7年6月27日

団体営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

福井県知事 杉本 達治

1地区名

鱒川地区

2土地改良事業の名称

土地改良施設突発事故復旧事業

3工事完了年月日

令和4年3月22日

団体営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

福井県知事 杉本 達治

1地区名

横渡地区

2土地改良事業の名称

土地改良施設突発事故復旧事業

3工事完了年月日

令和4年3月22日

団体営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

福井県知事 杉本 達治

1地区名

向笠地区

2土地改良事業の名称

土地改良施設突発事故復旧事業

3工事完了年月日

令和5年2月21日

団体営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

福井県知事 杉本 達治

1地区名

相田・藤井地区

2土地改良事業の名称

土地改良施設突発事故復旧事業

3工事完了年月日

令和5年2月21日

団体営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）
第113条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

鱒川1号地区

2 土地改良事業の名称

土地改良施設突発事故復旧事業

3 工事完了年月日

令和6年3月4日

団体営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）
第113条の3第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月8日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

三方二期地区

2 土地改良事業の名称

土地改良施設突発事故復旧事業

3 工事完了年月日

令和7年3月21日

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第95号

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年7月8日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務規程（昭和29年福井県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
別表第2（第50条関係） 1～3（略） 4 身体障害者支援施設	別表第2（第50条関係） 1～3（略） 4 身体障害者支援施設																				
<table><tr><th>指定病院等名</th><th>指定病院等所在地</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>若越みどりの村</td><td>（略）</td></tr><tr><td>社会福祉法人光道園光が丘ワークセンター</td><td>丹生郡越前町朝日 <u>3号13番地1</u></td></tr><tr><td>社会福祉法人光道園ライトホープセンター</td><td>（略）</td></tr></table>	指定病院等名	指定病院等所在地	（略）	（略）	若越みどりの村	（略）	社会福祉法人光道園光が丘ワークセンター	丹生郡越前町朝日 <u>3号13番地1</u>	社会福祉法人光道園ライトホープセンター	（略）	<table><tr><th>指定病院等名</th><th>指定病院等所在地</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>若越みどりの村</td><td>（略）</td></tr><tr><td>社会福祉法人光道園光が丘ワークセンター</td><td>丹生郡越前町朝日 <u>22字7番地の1</u></td></tr><tr><td>社会福祉法人光道園ライトホープセンター</td><td>（略）</td></tr></table>	指定病院等名	指定病院等所在地	（略）	（略）	若越みどりの村	（略）	社会福祉法人光道園光が丘ワークセンター	丹生郡越前町朝日 <u>22字7番地の1</u>	社会福祉法人光道園ライトホープセンター	（略）
指定病院等名	指定病院等所在地																				
（略）	（略）																				
若越みどりの村	（略）																				
社会福祉法人光道園光が丘ワークセンター	丹生郡越前町朝日 <u>3号13番地1</u>																				
社会福祉法人光道園ライトホープセンター	（略）																				
指定病院等名	指定病院等所在地																				
（略）	（略）																				
若越みどりの村	（略）																				
社会福祉法人光道園光が丘ワークセンター	丹生郡越前町朝日 <u>22字7番地の1</u>																				
社会福祉法人光道園ライトホープセンター	（略）																				
5（略）	5（略）																				

附 則

この告示は、令和7年7月8日から施行する。